

宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するとともに、ガーデンシティうべ構想の基本理念に沿った生け垣による緑化及び良好な住環境づくりを促進するため、生け垣設置を伴うブロック塀等の撤去、又は倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内でその費用の一部について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

補強コンクリートブロック造又は組積造の塀（門、フェンスその他これらに類するものを除く。）をいう。

(2) 補強コンクリートブロック造の塀

コンクリートブロックに鉄筋が入った塀をいう。

(3) 組積造の塀

石やれんが等で積み上げてつくられた塀をいう。

(4) 生け垣

別表1に掲げる宇部市が推奨する生け垣（以下「推奨生け垣」という。）をいう。

(5) 危険性のあるブロック塀等

別表2に掲げるブロック塀等をいう。

(6) 危険性の高いブロック塀等

危険性のあるブロック塀等のうち、別表2の(1)又は(5)に適合しないブロック塀等をいう。

(7) 地盤面

ブロック塀等が周囲の地面と接する位置の水平面とし、2以上ある場合は、高いほうの水平面とする。

(8) 道路等

道路法（昭和27年法律第180号）による道路又はその他市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に存するブロック塀等の所有者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 他の法令等の規定により、補助または補償を受けていないもの

(3) 過去に本要綱の補助を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としないものとする。

(1) 敷地内の建物等の売却を目的としたブロック塀等の撤去等を行うもの。

(2) 補助対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である者、又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に存する道路等に面したブロック塀等について、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 生け垣設置を伴うブロック塀等撤去事業

危険性のあるブロック塀等で、高さが地盤面から0.8mを超えるものの全部を撤去し、推奨生け垣を設置するものであること。

(2) 倒壊の危険性の高いブロック塀等撤去事業

危険性の高いブロック塀等で、高さが地盤面から0.8mを超えるものの全部を撤去するものであること。

2 前項の各号に掲げる補助対象事業は、併用できないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる補助対象事業に要する経費（消費税を除いた額）とし、補助金の額は次に定めるとおりとする。

(1) 生け垣設置を伴うブロック塀等撤去事業

ア. 危険性のあるブロック塀等の撤去

撤去に要する費用の3分の2以内又は撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じた額のいずれか少ない額とし、1件あたり10万円を限度とする。

イ. 生け垣の設置

設置に要する費用の3分の2以内又は設置する生け垣の延長に1メートル当たり2万円を乗じた額のいずれか少ない額とし、1件あたり5万円を限度とする。

(2) 倒壊の危険性の高いブロック塀等撤去事業

撤去に要する費用の3分の2以内又は撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じた額のいずれか少ない額とし、1件あたり10万円を限度とする。

2 前項の規定により計算された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 附近見取図

(2) 配置図、立面図、断面図（延長・敷地内外の地盤からの高さ・厚さ・撤去範囲が記入されたもの）

(3) 撤去工事前の写真（計測器を用いて延長・敷地内外の地盤からの高さ・厚さが確認できるもの、傾きやひび割れが確認できるもの）

(4) 工事見積書の写し（施工業者が作成した明細がわかるもの）

(5) 市税の滞納がないことがわかる書類（市税の滞納がないことの証明書、納税証明書等）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の額の変更が生じる事業の内容

を変更しようとするときは、宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の配置図、立面図、断面図（延長・敷地内外の地盤からの高さ・厚さ・撤去範囲が記入されたもの）
- (2) 変更後の工事見積書の写し（施工業者が作成した明細がわかるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の申請があったときは、補助金の交付額の変更をし、宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（事業の着手）

第8条 補助対象事業の着手は、第6条第2項による補助金交付決定通知書受領後に行わなければならない。

（事業の中止）

第9条 補助対象者は、補助金交付決定後において、補助対象事業を中止しようとするときは、補助対象事業中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事業の完了報告等）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日（当該日が土日祝日の場合は、その直前の平日）のいずれか早い日までに、宇部市ブロック塀等安全対策事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に要した費用の領収書の写し（工事見積書と同一施工業者、同一金額であるもの）
- (2) 写真（ブロック塀等の撤去後、生け垣設置後の完了写真）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の報告があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の額を確定するため、必要に応じて補助対象者、施工業者、その他の関係者に報告を求め、または実地調査を行うことができる。

（補助金の交付等）

第11条 補助対象者は、補助金確定の通知を受けたときは、速やかに宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助対象者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（維持管理等）

第12条 補助対象者は、事業完了後においても、当該補助金の交付の目的が達成されるよう、維持管理等に努めなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(3) 第9条に基づく届出書の提出があったとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象者に対し、宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 市長は、第2項の規定による取り消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、宇部市ブロック塀等安全対策事業補助金返還命令書（様式第10号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項第4号関係）

推奨生け垣は、フェンスにつる性バラを絡ませた生け垣とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) フェンスの高さは、1m程度とすること。

(2) フェンスは、安全な構造とすること。

(3) 樹種は、宇部小町、モッコウバラ等のつる性バラであること。

(4) 植栽の間隔は、原則として、延長1mにつき1本以上植栽すること。

別表2（第2条第1項第5号関係）

危険性のあるブロック塀等は、次に掲げる種類に応じ、当該各号のうち1つ以上適合しない項目があるブロック塀等とする。

【補強コンクリートブロック造の塀の場合】

(1) 塀の高さが地盤面から2.2m以下である。

(2) 塀の厚さは10cm以上（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）である。

(3) 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁がある。

(4) コンクリートの基礎がある。（塀の高さが1.2m以上の場合は根入れ深さが30cm以上）

(5) 塀に傾き、ひび割れがない。

(6) 壁内に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。

【組積造の塀の場合】

(1) 塀の高さが地盤面から1.2m以下である。

(2) 各部分の塀の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上である。

(3) 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。

(4) 根入れ深さが20cm以上の基礎がある。

(5) 塀に傾き、ひび割れがない。